

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

総政第 号  
令和7年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 千曲市地域公共交通活性化協議会  
住 所 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地  
代表者氏名 会長 滝沢 裕一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 千曲市地域公共交通活性化協議会

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性****(1) 千曲市の概況**

千曲市においては、市内外を結ぶ広域幹線である鉄道・路線バスを軸に、市域内の広範においては市内タクシー事業者3社のほか、循環バス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、市を超える地域への移動や、それら広域幹線との接続及び市内の主要な医療機関・商業施設への移動、通学等市民の生活に欠かせない日常生活機能を担う中で、自動車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

高齢化の進展により公共交通の必要性は年々高くなっているものの、主な利用者は運転免許を持たない高齢者、高校生などが中心で、市民の多くは自動車を自ら運転又は送迎を利用している。

全体的に、市内のデマンド型乗合タクシーを含む循環バス等においてはコロナ禍で一時的利用者が減少したものの近年は回復傾向にあり、幹線路線及びデマンド型乗合タクシーでは上昇傾向に転じている一方、支線では横ばいまたは減少傾向となっている。

これらの状況を踏まえ、令和5年度(2023年)に策定した、「千曲市地域公共交通計画」に基づき、限りある交通資源を効率的に活用し、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進している。

**(2) 東部地区におけるデマンド交通の必要性**

千曲市の東部地区は、県内外から多くの観光客が訪れる「あんずの里」として親しまれている森、倉科地区のほか、雨宮、土口、生萱地区の集落地とその西側に広がる通称屋代田んぼとそれらを取りまく里山などから成り立っている。

本地区の高齢化率は36.2%で市内でも特に高齢者の多い地区の1つである。地域内の道路は、大きなバス車両では通行できない狭い道路が多く、里山からなる傾斜地のため、循環バス停留所までのアクセスが困難なバス利用不便地域となっている。

このため、小型車両で道路の狭い集落をカバーできるなど高齢者等交通弱者のニーズに沿ったデマンド交通を導入し、日常生活の移動手段を維持・確保することが不可欠である。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****(1) 事業の目標**

千曲市地域公共交通計画(P.45)に掲げたとおり、東部地区デマンド型乗合タクシーの目標を次のように設定する。

・年間利用者数	(現状値：R4) 4,599人	→	(目標値) 4,599人
・行政支出額(市負担額)	(現状値：R4) 1,287万円	→	(目標値) 1,287万円
・収支率	(現状値：R4) 7.9%	→	(目標値) 8.2%

**(2) 事業の効果**

10 人乗りワンボックスカー又はセダン型車両によるデマンド型乗合タクシーを導入することにより、循環バスの利用不便地域の住民の中心市街地への移動手段が確保できる。また、しなの鉄道や廃止路線代替バス屋代須坂線（地域間幹線系統）との接続が可能となることで、長野市など周辺都市への移動手段が確保でき、市街地の活性化や、生活圏の拡大による住民福祉の向上が見込まれる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

千曲市地域公共交通計画に記載している、2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体は下記の通り（事業番号は交通計画より引用）。

- (2) ② 公共交通を持続させるための料金体系の整備（千曲市）P51
- (3) ⑦ 割引制度の維持・継続（千曲市）P53
- (3) ⑧ キャッシュレス化の推進（千曲市、しなの鉄道、交通事業者）P53
- (4) ① 公共交通利用につながる情報発信（千曲市、交通事業者、長野県）P54
- (4) ② 公共交通利用のきっかけづくり（千曲市）P54
- (4) ③ 本市の公共交通を取り巻く状況の発信（千曲市）P54
- (4) ④ デマンド型乗合タクシーの予約支援  
（医療施設、商業施設、金融機関、交通事業者、千曲市）P55
- (4) ⑤ 運転免許証自主返納者に対する支援（千曲市）P55
- (4) ⑥ 次代を担う世代に対する利用促進  
（千曲市、市内保育園・幼稚園・小中学校、交通事業者）P55

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表 1 を添付

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る東部地区デマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額（21,619,514 円）のうち、千曲市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分（20,206,514 円）を負担することとしている。（金額は R6 実績）

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

年間利用者数、行政支出額、収支率について、運行事業者がとりまとめた後、市に報告する月次の運行実績に基づく数値指標によりモニタリング・評価を実施する。

### 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年6月22日  
千曲市地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、承認

令和5年6月7日  
千曲市地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、承認

令和6年3月21日  
千曲市地域公共交通計画について協議、承認

令和6年6月12日  
地域公共交通確保維持事業に係る計画について協議、承認

令和7年6月18日  
地域公共交通（地域内フィーダー系統）確保維持事業に係る計画について協議、承認

## 19. 利用者等の意見の反映状況

千曲市地域公共交通計画策定にあたり、市のホームページ及び庁舎窓口にて本計画に関する意見を募集した。

千曲市地域公共交通活性化協議会に公募委員として市民代表2名に出席いただき、デマンド交通の具体的な利用事例を住民向けに示した方が利用促進されるのではないかと意見を聞き取り、住民向け説明資料に反映した。

利用者（希望）者からの意見を反映し、随時停留所の追加等を行っている。また、待合用のベンチの更新（3台）を実施した。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

（所 属）事務局（千曲市総合政策課）

（氏 名）橋立 慎太郎

（電 話）026-273-1111（内線4132）

（e-mail）koutsuu@city.chikuma.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
千曲市	更埴観光タクシー(株)	(1) 東部地区デマンド型乗合タクシー		東部地区		往 km 復 km	244日	4,129回			区域運行	①	長電バス屋代須坂線 (地域間幹線系統)と 停留所11箇所接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# 「東部地区デマンド型乗合タクシー」運行概要

## ■運行日・時刻

※1便あたり複数の配車あり

1便	8時30分～	◇毎週月曜日～金曜日運行 土・日曜、祝日及び12/29～1/3は運休 ◇1便（8時30分～）は、前日午後8時まで に電話予約。 ◇2便～7便は、おおむね出発時間の1時間前 までに電話予約。
2便	9時30分～	
3便	10時30分～	
4便	11時30分～	
5便	12時30分～	
6便	14時30分～	
7便	16時00分～	

## ■料 金

1回乗車料金		支払い方法
大人	300円	
小・中・高校生	200円	
障がい者及び介助者（要手帳提示）	200円	
未就学児	無料	

## ■利用方法

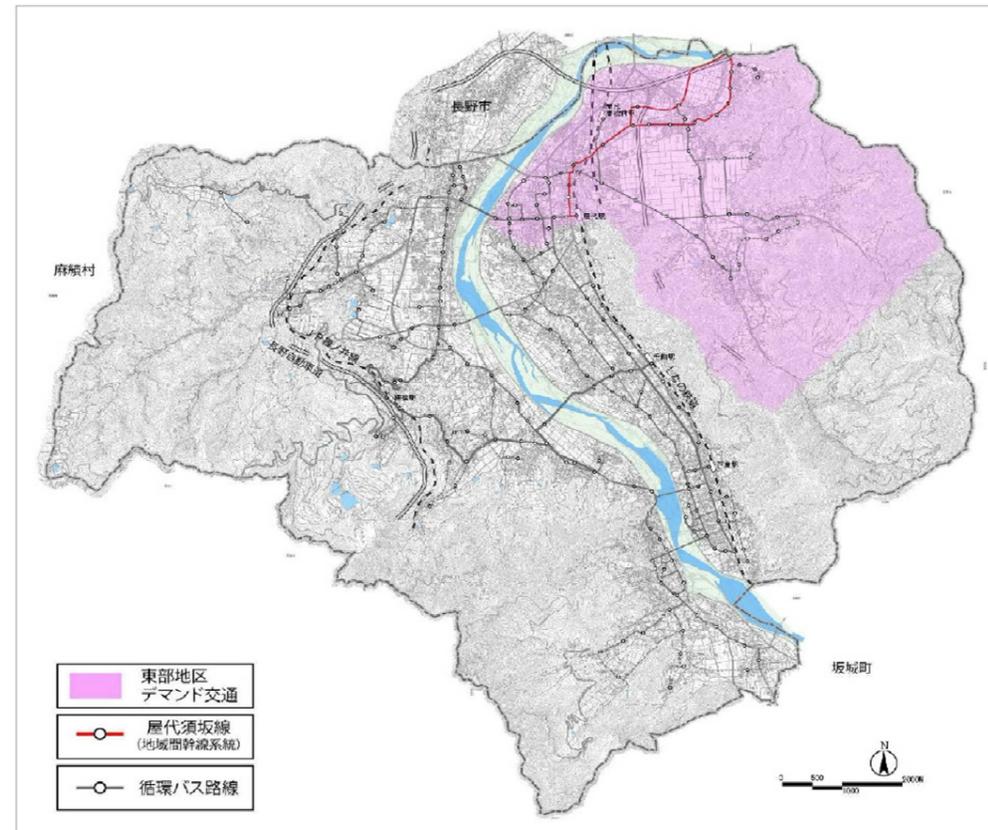
乗車を希望される方は、出発1時間前までに電話予約

※利用予約の無い便及び停留所へは運行しません。

予約受付先 更埴観光タクシー(株) 電話 026-272-0036  
 フリダイヤル 0120-336-036



## ■運行区域



## ■運行車両

### ○ワンボックス

愛称『めぐりきり』号

トヨタ ハイエースワゴン 乗車定員10名（うち乗務員1名）

※愛称と車両デザインは東小学校6学年の皆さんに考えて頂きました。

あゆのみや  
どろち  
もり  
いきがや  
くらしな  
り



### ○セダン

トヨタ クラウンコンフォート

乗車定員6名（うち乗務員1名）





表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	千曲市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,761
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
千曲市地域公共交通計画	令和6年3月21日	

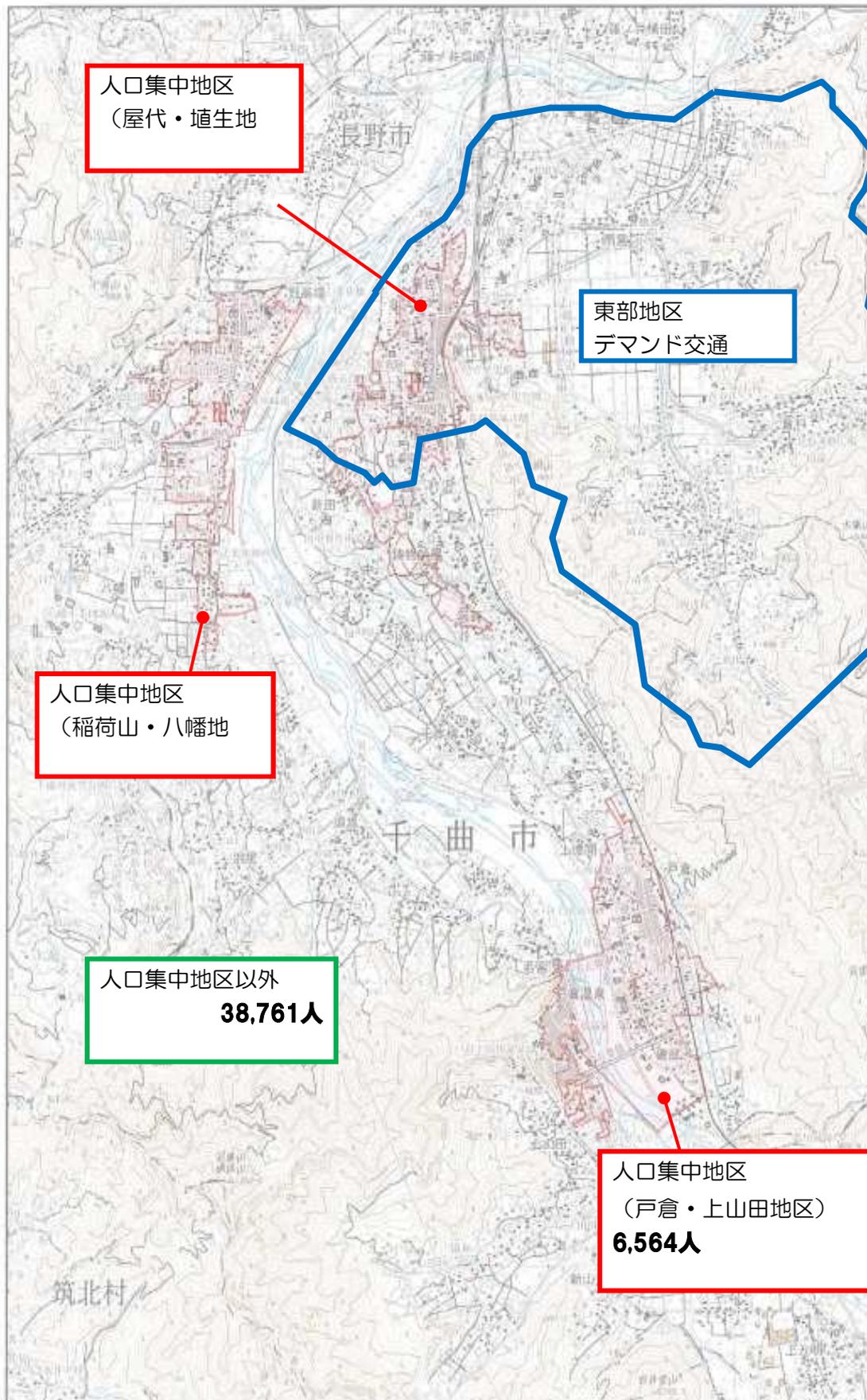
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付資料 人口集中地区以外の地区人口



千曲市地域公共交通計画  
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
千曲市地域公共交通計画 P39～P43
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
千曲市地域公共交通計画 P39、P48
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
千曲市地域公共交通計画 P48、P55
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
千曲市地域公共交通計画 P44～P45、P50、P58

### 地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表

自治体名	千曲市	事業者名	更埴観光タクシー(株)																	申請番号	(1)	運行系統名	東部地区デマンド型乗合タクシー												
		循環以外の系統																	計画運行日数	244日	計画運行回数	4,129.0回													
		:土曜		:日曜		:祝日																													
2025 ~ 2026	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計			
10月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数	16	16	16			16	16	16	16	16			16	16	16	16			16	16	16	16	16			16	16	16	16	16	16	352	352	
11月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数				16	16	16	16			16	16	16	16	16			16	16	16	16	16			16	16	16	16	16	16	16	288	640		
12月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計	
	計画運行回数	17	17	17	17	17			17	17	17	17	17			17	17	17	17	17			17	17	17	17	17			17	17	17	391	1031	
1月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数		14			14	14	14	14	14			14	14	14	14			14	14	14	14	14			14	14	14	14	14	14	280	1311		
2月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計
	計画運行回数		18	18	18	18	18			18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18			18	18	18	324	1635		
3月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計
	計画運行回数		15	15	15	15	15			15	15	15	15	15			15	15	15	15	15			15	15	15	15	15			15	15	315	1950	

自治体名	千曲市	事業者名	更埴観光タクシー(株)	申請番号	(1)	運行系統名	東部地区デマンド型乗合タクシー												
循環以外の系統							計画運行日数	244日	計画運行回数	4,129.0回									

		:土曜		:日曜		:祝日																																		
2025	~	2026	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計						
4月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計				
	計画運行回数	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20			20	20	420	2370					
5月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計						
	計画運行回数	18						18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			324	2694						
6月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数	18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18			396	3090					
7月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計				
	計画運行回数	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18			18	18	18	18	18	18			396	3486			
8月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計
	計画運行回数			16	16	16	16	16			16			16	16	16			16	16	16	16	16			16	16	16	16	16			16	16			320	3806		
9月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計			
	計画運行回数	17	17	17	17			17	17	17	17	17			17	17	17	17	17			17	17	17	17	17			17	17			17	17	17			323	4129	

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点  
 「申請番号」「運行系統の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

